

静岡県告示第158号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和3年3月5日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

小島無東坂No. 2 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
静岡市	清水区	小島町	無東坂	639-1 1号
			〃	638-1 2号
			藤ノ木	637-1 3号
			〃	637-1 4号
			〃	630 5号
			〃	1408 6号
			〃	1408 7号
			〃	1409 8号
			〃	1409 9号
			〃	1411-1 10号
			〃	1412-1 11号
			〃	1412-1 12号
			〃	1412-1 13号
			〃	1412-1 14号
			〃	1412-1 15号
			〃	639-1 16号